

令和 8 年第 2 回田野畑村議会定例会会議録（第 4 号）									
招 集 年 月 日		令和 8 年 2 月 1 0 日							
招 集 の 場 所		田 野 畑 村 役 場							
開 閉 会 日 時		開 会 令和 8 年 2 月 2 4 日				議 長	鈴 木 隆 昭		
		閉 会 令和 8 年 3 月 1 3 日							
応（不応）招議員 及び出席議員並び に欠席議員 出席 8 名 欠席 1 名		議席 番号	氏 名		出席 等別	議席 番号	氏 名		出席 等別
		1				6	工 藤 求		出
		2	上 村 浩 司		出	7	佐々木 芳 利		出
		3	小 野 協 次		出	8	佐々木 伸		出
		4	中 村 勝 明		欠	9	佐々木 功 夫		出
		5	畠 山 智		出	1 0	鈴 木 隆 昭		出
会 議 録 署 名 議 員		6	工 藤 求			7	佐々木 芳 利		
職務のため議場に 出席した者の氏名		事務局 局長	佐 藤 智 佳	主任 主査	畠 山 哲				
地 方 自 治 法 第 1 2 1 条により 説明のため出席 した者の職氏名		村 長		佐々木 靖		教 育 長			
		副 村 長		工 藤 光 幸		教 育 次 長		佐々木 修	
		総 務 課 長		大 森 泉					
		企 画 観 光 課 長		工 藤 隆 彦					
		特定政策推進室長		菊 地 正 次					
		会 計 管 理 者 税 務 会 計 課 長		早 野 和 彦					
		住 民 生 活 課 長		横 山 順 一		総 務 主 査			
		地 域 整 備 課 長		平 坂 聡		住 民 生 活 課 主 査		中 野 千 鶴	
		産 業 振 興 課 長		佐々木 賢 司		地 域 整 備 課 主 査			
		健 康 福 祉 課 長		佐 藤 和 子		地 域 整 備 課 主 査			
		診 療 所 事 務 長		佐々木 和 也		健 康 福 祉 課 主 査			
		企 画 観 光 課 主 幹		大 澤 健		教 育 委 員 会 事 務 局 主 査			
		特 定 政 策 推 進 室 主 幹		畑 山 讓		教 育 委 員 会 事 務 局 主 査			
議 事 日 程		別紙のとおり							
会 議 に 付 し た 事 件		別紙議事日程のとおり							
会 議 の 経 過		別紙のとおり							

令和 8 年第 2 回田野畑村議会定例会会議録

議 事 日 程 （第 4 号）

令和 8 年 3 月 1 3 日（金曜日） 午後 2 時 0 0 分開議

開 議

- 日程第 1 議案第 6 号 田野畑村総合計画後期基本計画の策定に関し議決を求めることについて
- 日程第 2 議案第 7 号 田野畑村過疎地域持続的発展計画の策定に関し議決を求めることについて
- 日程第 3 議案第 8 号 田野畑村村税条例の一部を改正する条例
- 日程第 4 議案第 9 号 社会福祉施設等の事業者等の要件及び設備等に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
- 日程第 5 議案第 10 号 令和 8 年度田野畑村一般会計予算
- 日程第 6 議案第 11 号 令和 8 年度田野畑村国民健康保険特別会計予算
- 日程第 7 議案第 12 号 令和 8 年度田野畑村介護保険特別会計予算
- 日程第 8 議案第 13 号 令和 8 年度田野畑村後期高齢者医療特別会計予算
- 日程第 9 議案第 14 号 令和 8 年度田野畑村簡易水道事業会計予算
- 日程第 10 議案第 15 号 令和 8 年度田野畑村下水道事業会計予算
- 追加日程第 1 議案第 16 号 損害賠償事件に係る和解及びこれに伴う損害賠償の額を定めることに関し議決を求めることについて
- 追加日程第 2 議案第 17 号 令和 7 年度田野畑村一般会計補正予算（第 11 号）
- 追加日程第 3 議案第 18 号 令和 7 年度田野畑村国民健康保険特別会計補正予算（第 4 号）
- 追加日程第 4 議案第 19 号 令和 7 年度田野畑村介護保険特別会計補正予算（第 4 号）
- 追加日程第 5 議案第 20 号 令和 7 年度田野畑村後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）
- 追加日程第 6 議案第 21 号 令和 8 年度田野畑村一般会計補正予算（第 1 号）
- 追加日程第 7 同意案第 1 号 田野畑村固定資産評価審査委員会委員の選任に関し同意を求めることについて
- 追加日程第 8 発議案第 1 号 令和 8 年度各種会議、研修会等への議員派遣について
- 追加日程第 9 委員会の閉会中の継続審査の件（産業建設常任委員会）
- 追加日程第 10 委員会の閉会中の継続審査の件（新役場庁舎建設特別委員会）
- 追加日程第 11 委員会の閉会中の継続審査の件（田野畑村議会議員なり手不足対策特別委員会）
- 追加日程第 12 議員派遣について

閉 会

◎開議の宣告

○議長【鈴木隆昭君】 ただいまの出席議員は８人であります。定足数に達しておりますので、会議は成立いたしました。

直ちに本日の会議を開きます。

(午後 ２時００分)

◎日程の追加について

○議長【鈴木隆昭君】 日程の追加についてお諮りいたします。

村長から議案６件、同意案１件が提出されました。これを日程に追加し、議題に供したいと思いますが、ご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

○議長【鈴木隆昭君】 ご異議なしと認めます。

追加日程第１、議案第１６号 損害賠償事件に係る和解及びこれに伴う損害賠償の額を定めることに関し議決を求めることについて、追加日程第２、議案第１７号 令和７年度田野畑村一般会計補正予算（第１１号）、追加日程第３、議案第１８号 令和７年度田野畑村国民健康保険特別会計補正予算（第４号）、追加日程第４、議案第１９号 令和７年度田野畑村介護保険特別会計補正予算（第４号）、追加日程第５、議案第２０号 令和７年度田野畑村後期高齢者医療特別会計補正予算（第２号）、追加日程第６、議案第２１号 令和８年度田野畑村一般会計補正予算（第１号）、追加日程第７、同意案第１号 田野畑村固定資産評価審査委員会委員の選任に関し同意を求めることについてをそれぞれ日程に追加し、議題とすることに決定いたしました。

◎日程の変更について

○議長【鈴木隆昭君】 お諮りいたします。

日程の順序を変更し、追加日程第１、議案第１６号から追加日程第５、議案第２０号までを先に審議したいと思いますが、ご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

○議長【鈴木隆昭君】 ご異議なしと認めます。

日程の順序を変更し、追加日程第１、議案第１６号から追加日程第５、議案第２０号までを先に審議することに決定いたしました。

◎議案第１６号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長【鈴木隆昭君】 追加日程第１、議案第１６号 損害賠償事件に係る和解及びこれに伴う損害賠

償の額を定めることに関し議決を求めることについてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

総務課長。

○総務課長【大森 泉君】 タブレットの２ページをお開きください。議案第16号 損害賠償事件に係る和解及びこれに伴う損害賠償の額を定めることに関し議決を求めることについてをご説明いたします。

次のとおり損害賠償事件に係る和解をし、及びこれに伴う損害賠償の額を定めるため、地方自治法第96条第１項第12号及び第13号の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

損害賠償及び和解の相手方、真木沢自治会、自治会長、佐藤博明。損害賠償の額、２万7,500円。和解の内容でございますが、損害賠償の額は左に定めるとおりとし、当事者は共に将来いかなる事由が発生しても一切の異議を申し立てないとするものでございます。損害賠償の原因でございますが、令和８年２月８日に執行された第51回衆議院議員総選挙及び第27回最高裁判所裁判官国民審査の際、第14投票区投票所真木沢地区公民館において、屋外に設置した投票所看板が強風にあおられ、玄関引き戸に接触し、ガラスを破損させたことによるものでございます。

以上の内容で相手方との協議が調い、令和８年２月27日に仮示談書を取り交わしたものでございます。

提案理由でございますが、損害賠償事件に係る和解をし、及びこれに伴う損害賠償の額を定めようとするものでございます。

ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長【鈴木隆昭君】 質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長【鈴木隆昭君】 質疑なしと認めます。

討論もなしと認めます。

これより採決を行います。この表決は起立によって行います。

議案第16号 損害賠償事件に係る和解及びこれに伴う損害賠償の額を定めることに関し議決を求めることについてを原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

○議長【鈴木隆昭君】 起立全員と認めます。

したがって、議案第16号は原案のとおり可決されました。

◎議案第１７号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長【鈴木隆昭君】 追加日程第２、議案第17号 令和７年度田野畑村一般会計補正予算（第11号）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

工藤副村長。

○副村長【工藤光幸君】 タブレットの3ページを御覧ください。議案第17号 令和7年度田野畑村一般会計補正予算（第11号）についてご説明いたします。なお、さきに提出した補正予算との主な変更点をご説明させていただきますので、ご了承いただきますようお願いいたします。

歳入歳出予算の補正ですが、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ4,297万3,000円減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ43億5,467万3,000円とするものでございます。

タブレット21ページ、予算書14ページを御覧ください。中段の表、20款諸収入、3項貸付金元利収入、1目貸付金元利収入、1節貸付金元利収入ですが、田野畑村産業開発公社長期貸付金償還金について650万円減額計上しております。当初返済予定額は700万円でしたが、経営上の都合により、去る3月11日に村に対して改めて年間返済額、返済期間等の変更の申入れがあったことに伴う減額とするものでございます。

その内容といたしましては、令和7年度から12年度までの6年間は、返済額を年50万円とし、以後13年度から22年度までを年320万円返済として、貸付金3,500万円を完済するものでございます。

説明は以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長【鈴木隆昭君】 質疑を許します。

3番、小野協次君。

○3番【小野協次君】 年間50万円ずつ返すということですが、イラン情勢とか急激なガソリン等の高騰または原材料の資材の高騰がある中で、今でも大変だ、大変だという中で、こういうふうに50万円でも返すのが果たして経営上いいのかどうかというのは、昨日から私はすごく感じております。あっという間に、例えば灯油、重油、軽油、全てそういう今までの考え方でいくと、資金繰りをすごく圧迫するのではないかなと。圧迫するということは、新しいことができない、要するに営業努力等もまた固定費を下げるほうに走ってしまうのかなと、すごく危惧されるわけです。それを行うと、また今までの答弁とは逆に、答弁では積極的な営業をかけるという答弁でしたが、そういうことができないのかなと感じております。そういう対策を早急に経営陣とか当局のほうは考えていこうとしているのかどうか、ちょっとそれをお聞きしたくて質問いたします。

○議長【鈴木隆昭君】 工藤副村長。

○副村長【工藤光幸君】 ただいまのお話でございますが、指摘いただいた内容につきましては、全くそのとおりでございます。本当に返済計画をつくっている中でも国際情勢が大きく変化しております。特にも我々の生活に関わりが深く、切っても切れない石油の関係が入ってこないということになりますと、燃料だけでなく資材関係も、ほとんどのものが石油を使ったものから作られているということで、ご指摘いただいた部分については大変危惧しておりますし、簡単に危

惧というか、本当に心配しているというのが正直なところでございます。

ただ一方で、やはり今指摘いただいたように、返せるか返せないかというところで、それも負担になるのではないかというのはそのとおりでございますが、ただここで、これまでも村、それからいろいろな皆さんからご支援をいただいていた中で、公社として取り組んでいくというある一定の姿勢は示して、頑張っただけで取り組んでいくということで、今回また650万円という非常に大きいお金ではございますが、繰延べというような形でお願いしているものでございます。

○議長【鈴木隆昭君】 3番、小野協次君。

○3番【小野協次君】 私ども同じような考えだと思うのですが、村長、やはり当初予算には6次化とか、いろいろな予算があると思うのですが、そういう部分、営業強化とか地元、岩手県の物流費が今までとあまり変わらない部分、要するに例えば今まで20個送ってあったところを50個送るようにするとか、そういう努力をして物流費とか、これからいろいろなものが上がっていく中を……物流費が例えば100円ところを今まで20個、100円かけて20個送ってやったものを今度100円かけて50個送るような、そういう努力が必要だと。それができるのは、県内だと思うのです。そういう部分で、では今スタートしても、公社自ら公社だけでやっても入るというわけではないので、そこを村長、庁内で相談していろんな予算を少しずつあれしなげら、考えながら使って、早急にフェイス確保とか、そういうのを役場としても手伝わないと、なかなか今の厳しいところを乗り越えることは難しいのかなと。確かに今進めている県外のところとのお話もあると思うのですが、それはまだ今すぐではないと思うので、まず今すぐできるところと将来の部分、2つやる必要があると感じております。それを村長、何とか手伝ってあげないとならないのかなと、役場の当局のほうでも手伝ってあげないとならないのかなと感じているのですが、村長、ご見解を伺います。

○議長【鈴木隆昭君】 佐々木村長。

○村長【佐々木 靖君】 イランの関係、原油が止まっているということで、報道等によりますと、ガソリンがリッター30円近くも値上げするというようなことでございます。それぞれ売上げを伸ばすためには、そういうコストカットも必要かと思ひます。現場と相談しながら、村としてどういう支援ができるのか、また公社の経営とか運営状況をよく相談して把握しながら、村としてどういう支援ができるのか、また新たな支援が必要なのかというのは注視しながら、しっかりと支えていきたいと思ひます。

○議長【鈴木隆昭君】 3番、小野協次君。

○3番【小野協次君】 私は、今日の朝まで感じたこの部分を村長、副村長の立場で頑張ってくれるというところなので、この補正予算のほうで何とか頑張っただけほしいなということで、要望は本当に今すぐ、今日から、あしたからそれをやってほしいなと思ひます。なので、もう一度これは村長ではなく副村長、ぜひ村長、副村長と、副村長が村長にこれやりたいから、これやりたいから

とぜひプッシュしてやってほしいなと思いますので、ちょっと一言、最後お願いします。

○議長【鈴木隆昭君】 工藤副村長。

○副村長【工藤光幸君】 公社を預かっている上で、いろんな部分でやはりお願いしなければいけないことについては、村長のほうにもお願いしながらやっていきたいと思いますし、一方で村の職員としては、公社に限らず第三セクター、皆厳しい経営をしておりますので、サンマッシュはじめ陸中たのはた、アマタケ、そういったところにも何ができるか、支援できる部分があれば、先ほど言われたように、物流費というのはどんどん、どんどん上がっておりますので、そういった部分も支援できる部分があるのではないかなと思っておりますので、内部でまた検討して取りまとめたいと思いますので、その折には議会の皆さんにまたお願いすることになろうかと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長【鈴木隆昭君】 9番、佐々木功夫君。

○9番【佐々木功夫君】 公社に関わる問題なのですが、新しい事業を取り入れた、いわゆるゆめ工房との取引の中で、プリンとか、新しい製品を確保してやるということで、しかもこれについては、私が聞いた経過は、従業員を増やさないで、そのままの現状でやるやに聞いているし、もちろん当初からマイナス要素が前提であれば、そういう新しい事業も取り組むはずもないから、そういう新しい事業に取り組むということは、収益も当然それなりの物が出ると私は理解するわけです。だから、中身のことは具体的に分からないけれども、村への返済分として50万円については、努力は当然常にしていなければならないわけですが、可能ではないかなと思います。

それから、ただ心配なのは、従業員に対するいわゆる給与面とか待遇、それをおろそかにしないできちっと、もちろん利益を上げることが前提なことはそのとおりなわけですが、なおかつ従業員の待遇をよりよくしろとまでは言わないが、十分な諸手当、給与等も待遇をしていかないと、要するに今はなかなか従業員の確保が公社にかかわらず、どこもそういう傾向があるから、むしろそっちのほうを重視、目を向けて頑張って、公社にかかわらず第三セクター、そういうようにして、もちろん利益を出すことを前提としてやるべきだ、頑張りたいいただきたいというのが本音です。

それから、給与問題等の関係で、新聞等に載ったいわゆる人事院勧告との関わりで、凍結ではなく、田野畑の場合は値切りという表現使っているのですが、凍結ならまだ可能性があると思うのですが、問題は職員との関係が一方的に値切りを押しつけたような形でいったのか、でもまずそれで納得、理解したという、そういう下にやったのか、その辺の確認をしておきたいと思います。

○議長【鈴木隆昭君】 工藤副村長。

○副村長【工藤光幸君】 まず、公社のほうの待遇改善ということでございますが、おっしゃるとおり、やはり重要なのは人だと思っておりますので、やはりできる範囲内で、その部分について

は、少しずつでも改善はしてまいりたいと思っております。

それから、職員のほうの遡及についてでございますが、その部分を4月に遡ってやらなかったということで、新聞に一部載ったということでございますが、ベースアップについてはそのとおり、月々のベースアップは勧告どおり実施してございますので、その部分については大丈夫というか、実施しているというところでございますが、職員の合意形成ということでございますが、職員の中で構成しております組合のほうからの質問、そういったものには今年は実施できないよということで回答をしたところでございますし、上部団体のほうからもそういった調査、質問が来たので、そちらにもそういった回答をさせていただいているというところでございます。

いずれ昨日も回答させていただきましたが、8年度につきましては、まだ人勧等出てございませんが、そのときの村の状況等も勘案しながら、検討は進めてまいりたいと思っております。

○議長【鈴木隆昭君】 9番、佐々木功夫君。

○9番【佐々木功夫君】 私とすれば、個人的に考えたわけですが、庁舎建設を前提としたような予算を考えているやにこの新聞等を見れば見える。新庁舎は別に、私は何も絶対建てなければならぬということではなく、むしろ村の財政を勘案しながら、全く建てるなどとは言わないが、ここ何年かは据え置いた形、あるいは建てないで、前にも言った、田野畑小学校が空くようになれば、そこもというような。建てる前提で全て考えていくからおかしい。そのことからいうと、いわゆる庁舎の建築場所の地質調査の2か所、1,925万円だか1,930万円弱の予算を2か所取っていると。これが全然新庁舎を建てるよということで議会が議決したのものでもないし、にもかかわらず一方的に提案して、結果として議会がクリアということで、これをやるには2か所を提案した時点で、自分もその立場であって、高い声では言えないかもしれませんが、あの時点で1か所にしておくべきだと、本当は跳ね返さればよかったのですが、今考えると。ところが、ずるずるといって、結局は、そのときにも言ったのですが、無駄な金なのです、2分の1ではないにしても。それどう思いますか、村長。

○議長【鈴木隆昭君】 総務課長。

○総務課長【大森 泉君】 お答えいたします。

庁舎の1,900万円、これに関しては今取り組んでおります基本計画の策定業務ということで、予算をお認めいただいて、実際の執行のほうでございますが、まずその委託費を使いましてコンサルに入ってもらいまして、2か所のうちどちらが適地かというような検討を12月までにやらせていただきまして、その後審議会のほうで、まずアズビィ周辺のほうがいいのではないかとということで答申をいただきまして、そこに関する部分の計画を、1か所だけの計画を検討していくというようなことで進めております。

金額的にも、予算1,900万円でしたけれども、今契約額は1,230万円ほどとなっております。実績といえますか、実績見込みになりますけれども。地質調査とか、その後の話になるのですけれ

ども、今将来に向かってはアズビィ周辺のところ1か所に絞って計画を立てていくというような見込みになっております。

○議長【鈴木隆昭君】 9番、佐々木功夫君。

○9番【佐々木功夫君】 いわゆるそれも勇み足のような形状になっているのではないですか。別にそれを、審議会での結論はアズビィ付近ということが出たけれども、議会に現在提案もされていないし、そこをどんどん金をかけて進めるというのは、それは俺から言わせれば本末転倒の話ではないの。やっぱり具体的なものになって初めてやっても、それによって、例えば基礎の部分、工事の部分で過不足が出たときは、これはやむを得ずそれなりに変更、あるいは追加、あるいは減額等々も出るわけだけれども、ちょっと進め方に問題があると思います。そうではないですか。委員が全て決められるわけではないわけです。その辺が全然違うのではないですか。俺の考えとは違う。やっぱり決定されたものについて、もちろん建物が設計されて、それに対応できる地質だか土の山だか、基礎をどうするかの問題、当然それによって変わってくると思います。ただただ勇み足のような進行でやって、果たして議会に提案した場合どうなのか、これも分からないわけですね。常に議会は分からないわけだけれども、明らかにそういう可能性のあるというか、可か否かは、それはもちろん結果は分からないわけだけれども、あまりにも一方的な進め方だと、私はそう感じます。

○議長【鈴木隆昭君】 工藤副村長。

○副村長【工藤光幸君】 9番議員さんおっしゃるのもそのとおりだと思いますし、こちらでいろいろ審議とか議論していただく中で、比較対照といいますか候補が、これまでもずっと、平成30年頃からですか、庁舎については前村長のときから検討が始まって、何か所かいろいろ候補も挙がったりとかしたところの中で、最終的に2か所、いいのではないかとということで絞り込んで、その候補地についての比較をしていただくということで、今回予算をいただいて、今検討しているところでございます。

確かにもうここだと決めてやれば、費用も一点集中でできるのだろうとは思いますが、やはりいろいろな議論がある中で、なかなか1か所に決め切れなかったということで、その中でも最終的に残った候補地2か所について、どちらがどういう利点があるのか、欠点があるのかということで、コンサルのほうにいろいろな資料を基に判断材料を示していただいたというのが実情でございます。

詳しく候補地が決まって、アズビィということで、村のほうではそこで進めたいということでございますが、その後、先日も総務課長のほうからも話ありましたが、今後条例の改正案、位置の改正案等を提出させていただいて、議決をいただいた後に地質調査、詳しいボーリング調査ですとか、そういったものに進んでいくということでございますので、ご理解のほどよろしくお願いしたいと思います。

○議長【鈴木隆昭君】 9番、佐々木功夫君。

○9番【佐々木功夫君】 言っておきますけれども、少なくとも庁舎建設を控えているために給与面のほうを値切りだとか、それに類した関係のやつは絶対やめるべきです。はっきり言っておきます。そこまでもしても何も、新しい庁舎でなくても議論できるわけです。私は、そう思います。

○議長【鈴木隆昭君】 工藤副村長。

○副村長【工藤光幸君】 ただいまのご指摘もそのとおりでございまして、今後の財政需要が大きいものの一つとして庁舎があるということで、新聞のほうにもそういう回答をさせていただいたところでございます。昨日も少し触れましたが、財政的にはやはり経常収支比率も93%、非常に硬直化してきているということもございます。投資的な部分も、なかなか一般財源として出せないような状況も徐々に詰まってきていることから、そういった判断をさせていただいたということでございます。

また、村内におきましても、やはり経済状況がなかなか厳しい、これまでの議会の中でもご議論いただいておりますが、村内の経済はどうなのだ、厳しいのではないかという話もいただいている中にもございましたので、今回の人勤については、定期昇給はそのまま実施するけれども、遡及については7年度は見送りをさせていただいたというところでございます。先ほども申し上げましたが、8年度につきましては、またその時点になりましたら、いろいろな部分を勘案しながら検討を進めてまいりたいと思っております。

○議長【鈴木隆昭君】 9番、佐々木功夫君。

○9番【佐々木功夫君】 村長から答弁もraitたいのですが、第三セクターは今後もう村との関わりの中で、心配は当然しなければならない、あるいは健全経営に向けて努力をしなければならない、これは当然の話だと思うのですが、問題は今後も公社と等しいような、そういう返済の部分で可能性が出てくるのが出てこないのか、現時点でどのように捉えていますか。村長、直接。

○議長【鈴木隆昭君】 暫時休憩いたします。

休憩（午後 2時30分）

再開（午後 2時31分）

○議長【鈴木隆昭君】 再開いたします。

佐々木村長。

○村長【佐々木 靖君】 第三セクターの経営につきましては、皆さんご心配をおかけいたしております。産業開発公社の返済が滞ったということを受けて、別な第三セクター会社に行って、どうなのだという事ともまた協議させていただいたところでございます。殊この近日中の燃油高騰等もございます。見通しが立てられない、立てにくいという状況にもございますけれども、その経営状況の把握は小まめに行いまして、健全経営を進めていけるよう、また村としてどういう支援

をしなければならない、第三セクターだけに限らず、村内経済に向けていろんなことに手を打っていかなければならないかということを常に念頭に置きながら、しっかり把握して健全経営をできるように努めてまいりたいと考えております。

○議長【鈴木隆昭君】 8番、佐々木伸君。

○8番【佐々木 伸君】 ちょっとお聞きしたいのですけれども、田野畑村は銀行でないから金利を取れないから、貸付けについての田野畑村と公社の取決めというのは議会決議だけであって、例えば返済できなかった場合は何かというような契約書とかというのはあるものなのですか。田野畑村と公社の契約書というか、取り交わしというかはある、銀行ではないからどうなのか、ちょっと。あと議決だけで決まってしまって、責任というかは、もうその当時借りた村長なのかあれなのかというのは、何かあるものですか。

○議長【鈴木隆昭君】 暫時休憩いたします。

休憩（午後 2時33分）

再開（午後 2時34分）

○議長【鈴木隆昭君】 再開いたします。

特定政策推進室長。

○特定政策推進室長【菊地正次君】 お答えいたします。

令和4年3月17日付で、公社と村とで貸付金の契約書などを取り交わしておりますけれども、その中では、まず貸付金への担保は徴さないということであっております。国の利率も無利子ということであっております。損害賠償としまして、公社のほうが義務履行しないために村に損害を与えたときには、損害に相当する金額を損害賠償として村に支払わなければならないというところもうたってはおります。それ以外に関しましては、必要な都度、村と公社で協議の上決定していくというふうな契約内容となっております。

○ _____

○ _____

○議長【鈴木隆昭君】 暫時休憩いたします。

休憩（午後 2時36分）

再開（午後 2時38分）

○議長【鈴木隆昭君】 再開いたします。

○議長【鈴木隆昭君】 ほかがございませんか。

2番、上村浩司君。

○2番【上村浩司君】 すみません、短くですけども、以前村長は所信表明の中で、産業を取り巻く環境について述べられております。厳しい状況でありますけれども、各産業団体、関係者、生産者の皆さんと意思疎通を図り、産業振興を力強く進めてまいりたいというふうに述べられております。この意思疎通という部分につきまして、特にも令和13年度以降、状況がどのように変わるかわかりません。陸中たのはたについても、返済パターンを何通りか考えるというようなこともしておりました。公社につきましても、状況によっては早めに関係機関等と話し合っって情報共有して、よりよい方向を探っていくことが必要かなと思いますが、間違っておりますでしょうか。ご意見をお伺いいたします。

○議長【鈴木隆昭君】 佐々木村長。

○村長【佐々木 靖君】 議員ご指摘のとおりだと思っております。また状況が変わらないように、また変わったならば、どのような対応がベストなのかというのは、常に現場の意見を聞きながら、第三セクターに限らず、支援内容とか支援できる範囲、それをいろいろ検討、協議して、村内経済を支えてまいりたいというふうに考えております。

○議長【鈴木隆昭君】 これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

(なしの声あり)

○議長【鈴木隆昭君】 討論なしと認めます。

これより採決を行います。この表決は起立によって行います。

議案第17号 令和7年度田野畑村一般会計補正予算（第11号）を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

○議長【鈴木隆昭君】 起立全員と認めます。

したがって、議案第17号は原案のとおり可決されました。

◎議案第18号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長【鈴木隆昭君】 追加日程第3、議案第18号 令和7年度田野畑村国民健康保険特別会計補正予算（第4号）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

工藤副村長。

○副村長【工藤光幸君】 タブレット51ページを御覧ください。議案第18号 令和7年度田野畑村国民健康保険特別会計補正予算（第4号）についてご説明いたします。

歳入歳出の補正ですが、事業勘定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ740万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ6億960万3,000円に、直営診療施設勘定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ2万5,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億3,732万9,000円とするものでございます。事業勘定、直営診療施設勘定の歳入歳出とも、年度末の事業完了に伴う精算が主な補正となっております。

まず、事業勘定の歳入についてご説明いたします。タブレット61ページ、予算書の5ページを御覧ください。上段の表、4款国庫支出金、1項国庫補助金、2目国民健康保険事業国庫補助金、1節国民健康保険事業国庫補助金ですが、デジタル基盤改革支援補助金について415万8,000円減額計上しております。

中段の表、5款県支出金、1項県補助金、1目保険給付費等交付金、2節特別交付金ですが、特別調整交付金分及び県繰入金分合わせて1,425万5,000円追加計上しております。

下段の表、7款繰入金、1項他会計繰入金、1目一般会計繰入金、5節その他一般会計繰入金ですが、211万7,000円減額計上しております。

次に、歳出についてご説明いたします。6ページを御覧ください。上段の表、1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費、11節役務費ですが、手数料について114万9,000円減額計上しております。

次の段の表、5款保健事業費、2項保健事業費、1目保健衛生普及費、27節繰出金ですが、国民健康保険特別会計直営診療施設勘定繰出金について1,007万9,000円追加計上しております。

次に、直営施設勘定についてご説明いたします。初めに、歳入についてですが、タブレット79ページ、予算書17ページを御覧ください。表の上段、1款診療収入、1項外来収入、1目国保診療報酬収入、1節現年度分ですが、歯科、国保外来分について110万円減額計上しております。同じく3目後期高齢者診療報酬収入、1節現年度分ですが、医科、後期高齢者分及び歯科、後期高齢者分、合わせて130万円追加計上しております。

次の下の段の表、同じく1款診療収入、2項その他の診療収入、1目健康診断料収入、1節現年度分ですが、医科、乳幼児健康診査料から歯科、妊婦歯科健診委託料まで、5事業合わせて817万8,000円減額計上しております。

一番下の表、3款繰入金、1項他会計繰入金、1目一般会計繰入金、1節一般会計繰入金ですが、医科、一般会計繰入金、次のページ上段の歯科、一般会計繰入金、合わせて237万7,000円減額計上しております。

次の18ページを御覧ください。上段の表、同じく3款繰入金、1項他会計繰入金、2目事業勘定繰入金、1節事業勘定繰入金ですが、医科、事業勘定繰入金について1,007万9,000円追加計上

しております。

次に、歳出についてご説明いたします。19ページを御覧ください。年度末に至っての少額な精算が主となっておりますことから、説明については割愛させていただきますので、ご了承願います。

説明は以上でございます。ご審議のほどよろしくをお願いいたします。

○議長【鈴木隆昭君】 質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長【鈴木隆昭君】 質疑なしと認めます。

討論もなしと認めます。

これより採決を行います。この表決は起立によって行います。

議案第18号 令和7年度田野畑村国民健康保険特別会計補正予算（第4号）を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

○議長【鈴木隆昭君】 起立全員と認めます。

したがって、議案第18号は原案のとおり可決されました。

◎議案第19号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長【鈴木隆昭君】 追加日程第4、議案第19号 令和7年度田野畑村介護保険特別会計補正予算（第4号）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

工藤副村長。

○副村長【工藤光幸君】 タブレット91ページを御覧ください。議案第19号 令和7年度田野畑村介護保険特別会計補正予算（第4号）をご説明いたします。

保険事業勘定の歳入歳出予算の補正ですが、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ2,804万4,000円減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5億4,218万6,000円に、介護サービス事業勘定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ49万円減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ143万9,000円とするものでございます。

タブレット101ページ、予算書5ページを御覧ください。保険事業勘定の歳入の補正でございますが、各項目とも年度末に至り、事業完了に伴う精算が主な要因でありますことから、主なものについてご説明いたします。上段の表、3款国庫支出金、1項国庫補助金、1目介護給付費負担金、1節介護給付費負担金ですが、405万円減額計上しております。

次の段の表、同じく3款国庫支出金、2項国庫補助金、1目調整交付金、1節調整交付金ですが、378万4,000円減額計上しております。

一番下の表、4款支払基金交付金、1項支払基金交付金、1目介護給付費交付金、1節介護給付費交付金ですが、966万5,000円減額計上しております。

次の6ページを御覧ください。2段目の表、5款県支出金、1項県負担金、1目介護給付費負担金、1節介護給付費負担金ですが、440万円減額計上しております。

一番下の表、8款繰入金、1項一般会計繰入金、1目一般会計繰入金、1節介護給付費繰入金ですが、325万円減額計上しております。

次の7ページを御覧ください。上段の表、同じく8款繰入金、1項一般会計繰入金、1目一般会計繰入金、6節その他一般会計繰入金ですが、237万7,000円減額計上しております。

次の8ページを御覧ください。主な歳出についてご説明いたします。上段の表、1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費、12節委託料ですが、介護保険事業計画ニーズ調査委託料について154万円減額計上しております。

一番下の表、2款保険給付費、1項介護サービス等諸費、5目施設介護サービス給付費、18節負担金、補助及び交付金ですが、施設介護サービス給付費について2,200万円減額計上しております。

次の9ページを御覧ください。上段の表、2款保険給付費、6項特定入所者介護サービス等費、1目特定入所者介護サービス費、18節負担金、補助及び交付金ですが、特定入所者介護サービス費について400万円減額計上しております。

次に、17ページから、介護サービス事業勘定についてですが、少額の精算の補正となっておりますことから、説明を割愛させていただきますので、ご了承願います。

説明は以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長【鈴木隆昭君】 質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長【鈴木隆昭君】 質疑なしと認めます。

討論もなしと認めます。

これより採決を行います。この表決は起立によって行います。

議案第19号 令和7年度田野畑村介護保険特別会計補正予算（第4号）を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

○議長【鈴木隆昭君】 起立全員と認めます。

したがって、議案第19号は原案のとおり可決されました。

◎議案第20号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長【鈴木隆昭君】 追加日程第5、議案第20号 令和7年度田野畑村後期高齢者医療特別会計補

正予算（第2号）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

工藤副村長。

○副村長【工藤光幸君】 タブレット125ページを御覧ください。議案第20号 令和7年度田野畑村後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）についてご説明いたします。

歳入歳出の補正ですが、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ300万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5,331万3,000円とするものでございます。

初めに、歳入についてご説明いたします。タブレット133ページ、予算書5ページを御覧ください。上段の表、1款保険料、1項後期高齢者医療保険料、1目後期高齢者医療保険料、2節現年度分普通徴収保険料ですが、普通徴収保険料について400万円追加計上しております。

中段の表、3款繰入金、1項一般会計繰入金、1目一般会計繰入金、2節その他一般会計繰入金ですが、220万円減額計上しております。

一番下の表、6款国庫支出金、1項国庫補助金、1目国庫補助金、2節子ども・子育て支援事業費補助金ですが、220万円追加計上しております。

次に、歳出についてご説明いたします。6ページを御覧ください。下段の表、2款後期高齢者医療広域連合納付金、1項後期高齢者医療広域連合納付金、1目後期高齢者医療広域連合納付金、18節負担金、補助及び交付金ですが、岩手県後期高齢者医療広域連合納付金について300万5,000円追加計上しております。

説明は以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長【鈴木隆昭君】 質疑を許します。

（なしの声あり）

○議長【鈴木隆昭君】 質疑なしと認めます。

討論もなしと認めます。

これより採決を行います。この表決は起立によって行います。

議案第20号 令和7年度田野畑村後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

○議長【鈴木隆昭君】 起立全員と認めます。

したがって、議案第20号は原案のとおり可決されました。

◎会議時間の延長について

○議長【鈴木隆昭君】 あらかじめ時間延長をいたします。

○議長【鈴木隆昭君】 10分間をめぐに休憩いたします。

休憩（午後 2時56分）

再開（午後 3時06分）

○議長【鈴木隆昭君】 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎日程の変更について

○議長【鈴木隆昭君】 日程の変更についてお諮りいたします。

ただいま予算特別委員会委員長より、令和8年度田野畑村一般会計予算及び各特別会計予算並びに各事業会計予算6件、関連する条例等4件の審査報告書の提出がありましたので、3月16日の日程を本日に繰り上げ、審査することにいたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（異議なしの声あり）

○議長【鈴木隆昭君】 ご異議なしと認めます。

よって、3月16日の日程を本日に繰り上げ、審査することに決定いたしました。

◎議案第6号～議案第15号の委員長報告、討論、採決

○議長【鈴木隆昭君】 日程第1、議案第6号から日程第10、議案第15号までの10議案を一括議題といたします。

お諮りいたします。本議案は、議長を除く全議員構成による予算特別委員会に付託して審査した経過がございます。したがって、この際質疑を省略したいと思いますが、ご異議ございませんか。

（異議なしの声あり）

○議長【鈴木隆昭君】 ご異議なしと認めます。

予算特別委員長より審査の結果について報告を求めます。

委員長、工藤求君。

〔予算特別委員長 工藤 求君登壇〕

○予算特別委員長【工藤 求君】 予算特別委員会の審査結果についてご報告いたします。

本特別委員会は、令和8年3月9日に付託された令和8年度田野畑村一般会計予算及び各特別会計予算並びに各事業会計予算6議案、関連する条例等4議案について、3月10日から12日まで、村長をはじめ、各課長等の説明を徴しながら慎重に審査いたしました。その結果をご報告いたします。

議案第6号 田野畑村総合計画後期基本計画の策定に関し議決を求めることについてであります。起立全員で原案は可決すべきものと決定いたしました。

議案第7号 田野畑村過疎地域持続的発展計画の策定に関し議決を求めることについてであります。起立全員で原案は可決すべきものと決定いたしました。

議案第8号 田野畑村村税条例の一部を改正する条例であります。起立全員で原案は可決すべきものと決定いたしました。

議案第9号 社会福祉施設等の事業者等の要件及び設備等に関する基準を定める条例の一部を改正する条例であります。起立全員で原案は可決すべきものと決定いたしました。

議案第10号 令和8年度田野畑村一般会計予算であります。起立全員で原案は可決すべきものと決定いたしました。

議案第11号 令和8年度田野畑村国民健康保険特別会計予算であります。起立全員で原案は可決すべきものと決定いたしました。

議案第12号 令和8年度田野畑村介護保険特別会計予算であります。起立全員で原案は可決すべきものと決定いたしました。

議案第13号 令和8年度田野畑村後期高齢者医療特別会計予算であります。起立全員で原案は可決すべきものと決定いたしました。

議案第14号 令和8年度田野畑村簡易水道事業会計予算であります。起立全員で原案は可決すべきものと決定いたしました。

議案第15号 令和8年度田野畑村下水道事業会計予算であります。起立全員で原案は可決すべきものと決定いたしました。

以上で予算特別委員会の報告を終わります。

○議長【鈴木隆昭君】 予算特別委員長の報告を終わります。

これより討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

(なしの声あり)

○議長【鈴木隆昭君】 次に、原案に賛成者の発言を許します。

3番、小野協次君。

〔3番 小野協次君登壇〕

○3番【小野協次君】 議席番号3番、小野協次です。令和8年度田野畑村一般会計予算、各特別会計予算、公営企業会計予算並びに各条例案を含む議案に対し賛成の立場で討論を行います。

一般会計は、前年度比5.5%増の40億円余り、全体では前年比3%増の58億3,700万円余りとなっております。本村の財政状況は、少子高齢化や災害への対応など、依然厳しい状況が続いております。また、世界情勢の厳しい変化による燃料・原材料の高騰、地球温暖化による自然環境の変化が第一次産業をはじめとした様々な分野に大きな影響を与えており、各種支援策を講じる必要があります。

新年度予算には、後期田野畑村総合計画及び田野畑村教育大綱を踏まえ、ふるさと納税の拡大、道の駅の機能強化及び教育活動のさらなる充実など、本村の将来に向けた予算が盛り込まれており、予算編成に尽力をいただいた村当局に感謝を申し上げますとともに、村民の声に耳を傾けながら、公平、適正な予算執行、さらに第三セクターの経営改善をされることを望み、賛成討論いたします。議員各位の賛同をよろしくお願いいたします。

○議長【鈴木隆昭君】 次に、原案に反対者の発言を許します。

(なしの声あり)

○議長【鈴木隆昭君】 次に、原案に賛成者の発言を許します。

(なしの声あり)

○議長【鈴木隆昭君】 これで討論を終わります。

これより採決を行います。この表決は起立によって行います。

日程第1、議案第6号 田野畑村総合計画後期基本計画の策定に関し議決を求めることについて、予算特別委員長の報告は原案可決であります。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

○議長【鈴木隆昭君】 起立全員と認めます。

したがって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

日程第2、議案第7号 田野畑村過疎地域持続的発展計画の策定に関し議決を求めることについて、予算特別委員長の報告は原案可決であります。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

○議長【鈴木隆昭君】 起立全員と認めます。

したがって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

日程第3、議案第8号 田野畑村村税条例の一部を改正する条例について、予算特別委員長の報告は原案可決であります。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

○議長【鈴木隆昭君】 起立全員と認めます。

したがって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

日程第4、議案第9号 社会福祉施設等の事業者等の要件及び設備等に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について、予算特別委員長の報告は原案可決であります。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

○議長【鈴木隆昭君】 起立全員と認めます。

したがって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

日程第5、議案第10号 令和8年度田野畑村一般会計予算について、予算特別委員長の報告は原案可決であります。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

○議長【鈴木隆昭君】 起立全員と認めます。

したがって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

日程第6、議案第11号 令和8年度田野畑村国民健康保険特別会計予算について、予算特別委員長の報告は原案可決であります。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

○議長【鈴木隆昭君】 起立全員と認めます。

したがって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

日程第7、議案第12号 令和8年度田野畑村介護保険特別会計予算について、予算特別委員長の報告は原案可決であります。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

○議長【鈴木隆昭君】 起立全員と認めます。

したがって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

日程第8、議案第13号 令和8年度田野畑村後期高齢者医療特別会計予算について、予算特別委員長の報告は原案可決であります。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

○議長【鈴木隆昭君】 起立全員と認めます。

したがって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

日程第9、議案第14号 令和8年度田野畑村簡易水道事業会計予算について、予算特別委員長の報告は原案可決であります。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

○議長【鈴木隆昭君】 起立全員と認めます。

したがって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

日程第10、議案第15号 令和8年度田野畑村下水道事業会計予算について、予算特別委員長の報告は原案可決であります。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

○議長【鈴木隆昭君】 起立全員と認めます。

したがって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

◎議案第21号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長【鈴木隆昭君】 追加日程第6、議案第21号 令和8年度田野畑村一般会計補正予算（第1号）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

工藤副村長。

○副村長【工藤光幸君】 タブレット135ページを御覧ください。議案第21号 令和8年度田野畑村一般会計補正予算（第1号）についてご説明いたします。

歳入歳出予算の補正ですが、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ40億706万3,000円とするものでございます。

次に、歳入についてご説明いたします。タブレット143ページ、予算書5ページを御覧ください。上段の表になります。18款繰入金、1項基金繰入金、1目財政調整基金繰入金、1節財政調整基金繰入金ですが、49万9,000円減額計上しております。

次の表、20款諸収入、3項貸付金元利収入、1目貸付金元利収入、1節貸付金元利収入ですが、田野畑村産業開発公社長期貸付金償還金について50万円追加計上しております。

次のページの歳出でございますが、少額でございますことから、説明を割愛させていただきますので、ご了承ください。

説明は以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長【鈴木隆昭君】 質疑を許します。

（なしの声あり）

○議長【鈴木隆昭君】 質疑なしと認めます。

討論もなしと認めます。

これより採決を行います。この表決は起立によって行います。

議案第21号 令和8年度田野畑村一般会計補正予算（第1号）を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

○議長【鈴木隆昭君】 起立全員と認めます。

したがって、議案第21号は原案のとおり可決されました。

◎同意案第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長【鈴木隆昭君】 追加日程第7、同意案第1号 田野畑村固定資産評価審査委員会委員の選任に関し同意を求めることについてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

佐々木村長。

○村長【佐々木 靖君】 同意案第1号 田野畑村固定資産評価審査委員会委員の選任に関し同意を求めることについてご説明いたします。

次の者を田野畑村固定資産評価審査委員会委員に選任したいことから、地方税法第423条第3項の規定により、議会の同意を求めるものでございます。

住所、岩手県下閉伊郡田野畑村羅賀175番地1。氏名、堀川孝男。生年月日、昭和29年2月4日。

提案理由でございますが、堀川孝男委員が令和8年3月23日をもって任期満了となることから、同委員を適任と認め引き続き田野畑村固定資産評価審査委員会委員に選任しようとするものでございます。

ご同意につきまして、どうぞよろしくお願いいたします。

○議長【鈴木隆昭君】 質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長【鈴木隆昭君】 質疑なしと認めます。

討論もなしと認めます。

これより採決を行います。この表決は起立によって行います。

同意案第1号 田野畑村固定資産評価審査委員会委員の選任に関し同意を求めることについてを原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

○議長【鈴木隆昭君】 起立全員と認めます。

したがって、同意案第1号は原案のとおり可決されました。

暫時休憩いたします。

休憩(午後 3時22分)

再開(午後 3時23分)

○議長【鈴木隆昭君】 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎日程の追加について

○議長【鈴木隆昭君】 日程の追加についてお諮りいたします。

小野協次議員ほかから発議案1件が提出されております。また、産業建設常任委員会委員長、新役場庁舎建設特別委員会委員長及び田野畑村議会議員なり手不足対策特別委員会副委員長から追加日程各1件が提出されております。また、議員派遣についても議題といたしたく、これらを日程に追加し、議題に供したいと思いますが、ご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

○議長【鈴木隆昭君】 ご異議なしと認めます。

発議案第1号 令和8年度各種会議、研修会等への議員派遣について、委員会の閉会中の継続審査の件（産業建設常任委員会）、委員会の閉会中の継続審査の件（新役場庁舎建設特別委員会）、委員会の閉会中の継続審査の件（田野畑村議会議員なり手不足対策特別委員会）、議員派遣についてをそれぞれ追加し、議題とすることに決定いたしました。

◎発議案第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長【鈴木隆昭君】 追加日程第8、発議案第1号 令和8年度各種会議、研修会等への議員派遣についてを議題といたします。

これについては、例年のことで、令和8年度各種会議、研修会等への議員の派遣が公務であることを承認する発議案ですので、朗読、説明及び質疑は省略したいと思います。ご異議ございませんか。

（異議なしの声あり）

○議長【鈴木隆昭君】 ご異議なしと認めます。

これより討論を行います。討論はありませんか。

（なしの声あり）

○議長【鈴木隆昭君】 討論なしと認めます。

これより採決を行います。この表決は起立によって行います。

発議案第1号 令和8年度各種会議、研修会等への議員派遣についてを原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

○議長【鈴木隆昭君】 起立全員と認めます。

したがって、発議案第1号は原案のとおり可決されました。

◎委員会の閉会中の継続審査の件（産業建設常任委員会）

○議長【鈴木隆昭君】 追加日程第9、委員会の閉会中の継続審査の件（産業建設常任委員会）を議題といたします。

産業建設常任委員会委員長より、目下、委員会において審査中の事件について、会議規則第75条の規定によって、お手元に配りました申出書のとおり、閉会中の継続審査の申出がございます。

お諮りいたします。委員長からの申出のとおり、閉会中の継続審査とすることにご異議ございませんか。

（異議なしの声あり）

○議長【鈴木隆昭君】 ご異議なしと認めます。

したがって、委員長から申出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定いたしました。

◎委員会の閉会中の継続審査の件（新役場庁舎建設特別委員会）

○議長【鈴木隆昭君】 追加日程第10、委員会の閉会中の継続審査の件（新役場庁舎建設特別委員会）を議題といたします。

新役場庁舎建設特別委員会委員長より、目下、委員会において審査中の事件について、会議規則第75条の規定によって、お手元に配りました申出書のとおり、閉会中の継続審査の申出がございます。

お諮りいたします。委員長からの申出のとおり、閉会中の継続審査とすることにご異議ございませんか。

（異議なしの声あり）

○議長【鈴木隆昭君】 ご異議なしと認めます。

したがって、委員長から申出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定いたしました。

◎委員会の閉会中の継続審査の件（田野畑村議会議員なり手不足対策特別委員会）

○議長【鈴木隆昭君】 追加日程第11、委員会の閉会中の継続審査の件（田野畑村議会議員なり手不足対策特別委員会）を議題といたします。

田野畑村議会議員なり手不足対策特別委員会副委員長より、目下、委員会において審査中の事件について、会議規則第75条の規定によって、お手元に配りました申出書のとおり、閉会中の継続審査の申出がございます。

お諮りいたします。副委員長からの申出のとおり、閉会中の継続審査とすることにご異議ございませんか。

（異議なしの声あり）

○議長【鈴木隆昭君】 ご異議なしと認めます。

したがって、副委員長からの申出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定いたしました。

◎議員派遣について

○議長【鈴木隆昭君】 追加日程第12、議員派遣についてを議題といたします。

お諮りいたします。お手元に配付の議員派遣一覧表のとおり、次期定例会までに予定されております各種会議、研修会等に本議会の議員を派遣することとし、また議員派遣一覧表以外に議員の派遣の必要が生じた場合、その都度議長において指名したいと思いますが、ご異議ございませんか。

（異議なしの声あり）

○議長【鈴木隆昭君】 ご異議なしと認めます。

したがって、各種会議、研修会等への議員の派遣についてはそのように決定いたしました。

◎閉会の宣告

○議長【鈴木隆昭君】 以上で本定例会の会議に付された事件は全て議了いたしました。

本日で閉会といたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

○議長【鈴木隆昭君】 ご異議なしと認めます。

本定例会は本日で閉会することに決定いたしました。

令和８年第２回田野畑村議会定例会を閉会といたします。

(午後 ３時２９分)